国会事項

参議院

常任委員長辞任

七月十四日議長において、次の常任委員長の辞任を許可した。

予算委員長　鶴保　庸介

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　林　芳正

外務大臣岩屋毅帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（七月十二日）

○環境大臣臨時代理

国務大臣　小泉進次郎

環境大臣浅尾慶一郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　小泉進次郎

内閣府特命担当大臣浅尾慶一郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を命ずる（以上七月十三日）

内閣官房副長官補に任命する

内閣官房副長官補　市川　恵一

願に依り本官を免ずる（以上七月十四日）

消費者庁

（厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長）厚生労働技官　高江　慎一

内閣府技官（消費者庁食品衛生基準審査課長）に転任させる

（消費者庁食品衛生基準審査課長）内閣府技官　紀平　哲也

厚生労働省に出向させる

（金融庁証券取引等監視委員会事務局開示検査課長）内閣府事務官　森島　英之

消費者庁参事官（調査研究・国際担当）に転任させる

（消費者庁参事官（調査研究・国際担当））同　柳沢　信高

金融庁に出向させる（以上七月八日）

法務省

司法試験委員会委員に任命する

細田　啓介

司法試験委員会委員を免ずる（以上七月十四日）

三角　比呂

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する

照沼　康孝

正五位に叙する（各通）

佐藤　蔀　豊福　一喜

従五位に叙する（各通）

石井　徳　仙波　忠夫　山本　修三

正六位に叙する（各通）

泉　博治　大西　正男　加藤　修

木下　清　櫻井　三男　木村　武壽

靜　孝義　精進　重仁　藤田　元吾

千葉　隆　土山　正夫

従六位に叙する（各通）

（京都府井手町議会議員）都築　哲史　畑中　徹

増村　宏　渡辺　隆

正七位に叙する

白倉　信

従七位に叙する（各通）（以上六月九日）

中山　瑞穂

正七位に叙する

鎌田　敏明　熊谷　猛

従五位に叙する（各通）

末永奈穂子

正六位に叙する

梅村　武美　大沼　俊雄

曽根　敏雄　武田　憲二

従六位に叙する（各通）

長谷川治美　中島　敏彦

正七位に叙する（各通）

安齋　長昇　藤根　文晴　三高　利男

従七位に叙する（各通）（以上六月十日）

（宮崎大学名誉教授）住吉　昭信

従三位に叙する

正五位に叙する

白尾　惇

鯉渕　四郎　高橋　源二

従五位に叙する（各通）

上原　一治　神山　照秋　竹澤　忠文

高橋　仁　田中　安　下又　善作

正六位に叙する（各通）

足立　義信　海井　隆司

（防衛技官）鎌倉　玄悦　隅　連穂　遠藤　伸行

水間　司　武藤　正三　行方　幸雄

従六位に叙する（各通）

阿久津金市　石垣　寿子　和田　惠

亀田　訓利　小島　澄夫

正七位に叙する（各通）

一色　芳　宇津野　茂　打越　正行

佐藤喜代治　山根　正則　田野実　栄

従七位に叙する（各通）（以上六月十一日）

佐々木勝壽

従五位に叙する

藤原　勉　三好　健一

従六位に叙する（各通）（以上六月十二日）

石田　昂　土屋　征助

従六位に叙する

平田　弘

正七位に叙する（以上六月十三日）

今田　和

従六位に叙する

今井　正夫　山岸　寛

正七位に叙する（各通）（以上六月十四日）

○叙勲

（京都府井手町議会議員）木村　武壽

旭日双光章を授ける

（薩摩川内市議会議員）**帯田　裕達**

旭日単光章を授ける（各通）（以上六月九日）

竹山　武司　濱川　末松

旭日単光章を授ける（六月十二日）

小野　和彦　清水　邦彦

旭日単光章を授ける（各通）（六月十三日）

佐藤　蔀　都築　哲史

瑞宝小綬章を授ける（各通）

金丸　辰彦　精進　重仁

長渡　清治　畑中　徹　増村　宏

四辻　正之　渡辺　隆

瑞宝双光章を授ける（各通）

北岡　利幸　長澤　浩史

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月九日）

末永奈穂子

瑞宝小綬章を授ける

岡本　將器　熊谷　猛

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上六月十日）

白尾　惇　竹澤　忠文

瑞宝小綬章を授ける（各通）

石垣　寿子　海井　隆司

（防衛技官）遠藤　伸行

和田　惠

瑞宝双光章を授ける（各通）

一色　芳　打越　正行　宇津野　茂

佐々木勝壽　田野実　栄　武藤　正三

山根　正則

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十一日）

染谷　宗壱　三好　健一

瑞宝双光章を授ける（各通）

藤原　勉

瑞宝単光章を授ける（以上六月十二日）

平田　弘

瑞宝単光章を授ける（六月十三日）

今田　和

瑞宝双光章を授ける（六月十四日）

三平　政好

瑞宝単光章を授ける（四月二十日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ブルネイ国王陛下の御誕生日につき、七月十四日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録海技免状更新講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十七において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免状更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十七において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌